



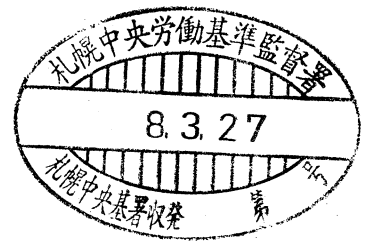
株式  
会社

クリーン☆アップ°

<http://www.clean-up.co.jp>



# 自転車通勤規程





# 自転車通勤規程

## (目的)

第1条 本規程は、就業規則第85条に基づき従業員が通勤のために従業員所有の自転車を使用する場合の取り扱いについて定めたものである。

## (利用者)

第2条 自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。

## (対象とする自転車)

第3条 通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

- 一、自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車
- 二、定期的に正しく整備・点検された自転車  
なお、通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用は従業員の自己負担とする
- 三、都道府県公安委員会が指定する団体で防犯登録された自転車・電動アシスト自転車  
なお、電動キックボードは通勤に使用してはならない

## (承認)

第4条 自転車通勤者は、マイカー・自転車通勤許可申請書(社内様式)を所属長に提出し、会社の承認を得た後でなければ、当該自転車を通勤に使用してはならない。

- ② 許可申請書の記載事項に変更が生じたときは速やかに所属長に届出をし、第1項と同様とする。

## (義務)

第5条 自転車通勤者は、道路交通安全に関する法令にしたがって運転を行うとともに、次の各号に該当する場合は、運転をしてはならない。

- 一、飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態であるとき
- 二、その他道路交通法等の諸法令が禁止している事項に該当するとき

- ② 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

## (公共交通機関との乗り継ぎ)

第6条 自宅から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、自転車と公共交通機関の乗り継ぎは認めない。

## (日によって異なる交通手段の利用)

第7条 通勤時の交通事情や天候などの状況に応じて、自転車通勤をする者が自転車以外の合理的な交通手段(電車やバスなどの公共の交通機関、自動車、オートバイ、徒歩)によって通勤することも認めるものとする。  
なお、自動車・オートバイ等の使用は、あらかじめ会社の承認を受けている場合に限る。

## (自転車損害賠償責任保険等への加入義務)

第8条 自転車通勤者は、事故を起こした時に十分に補償できる金額の任意保険に自己の責任において加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出しなければならない。

## (シェアサイクルの利用)

第9条 シェアサイクルを利用する場合も上記保険への加入を義務付けるものとする。



(ヘルメットの着用)

第10条 自転車通勤者は、ヘルメットの着用に努めなければならない。

会社では、一定の安全基準に適合していることを示すSGマーク（一般社団法人製品安全協会（CPSA））、JISマーク（日本産業標準調査会（JISC））、JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF））のあるヘルメットの使用を推奨する。

(駐輪場の利用)

第11条 自転車通勤者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなければならない。

(安全教育・指導)

第12条 自転車通勤者は、会社が指定する自転車の交通安全に関する教育・指導を受講しなければならない。

(ルール・マナーの遵守)

第13条 自転車通勤者は、「自転車のルールブック（警察庁交通局）」記載の交通規則や自転車の利用マナーを遵守しなければならない。

(事故時の対応)

第14条 自転車通勤者は、自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合には、被害者の救護、警察への届出、保険会社への連絡について、速やかに事故の内容を会社に報告しなければならない。

(アルコールチェック)

第15条 自転車通勤者は、運転開始前に事業所備え付けのIC運転免許証リーダー連動型アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって国家公安委員会が定めるものをいう）または、携帯型のアルコールチェッカー（国家公安委員会が定めるもの）を使用し、酒気帯びの有無について確認しなければならない。また、異常値が出た場合については、別に定める「安全運転管理規程」（第6章）に準ずる。

(事故の補償)

第16条 自転車通勤者の通勤途上の事故及び私用のための外出中の事故に関して、会社は一切その責任を負わない。

(会社の求償権)

第17条 自転車通勤者が、この規程に反して事故を起こし、その事故によって会社が損害を受けたときは、会社は本人に対し会社の受けた損害について賠償を請求する。

(その他)

第18条 本規程に定めのない事項については別途協議決定の上、関係者に連絡する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

札幌市中央区南3条西13丁目320番地  
株式会社 クリーンアック  
代表取締役 山谷 義 隆